

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たると翌日)

## 目 次

◇規 則 職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則  
(人事課)

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(〃)  
鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則(労  
政訓練課)

公布された規則のあらまし

◇職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

一 事務吏員をもって充てる職に保父の職を設置することとし  
た。

二 この規則は、平成三年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

一 鳥取県立専修職業訓練校の名称が鳥取県立高等技術専門校に

改められたことに伴う所要の規定の整備を行うとともに、同校  
の内部組織を総務課及び指導課(現行庶務係及び訓練係)に改  
めることとした。

二 この規則は、平成三年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則

一 県立高等技術専門校の訓練科、訓練生定員及び訓練期間を次  
のとおり変更することとした。(第二条関係)

### 1 訓練科の名称変更

高等技術専門校		訓練科の名称	
訓練課程	現 行	改正後	
倉吉高等技術専門校	普通課程	〇A電子科	〇A事務科
	職業転換課程	〇A電子科	〇A事務科

### 2 訓練科の廃止

高等技術専門校		訓練科の名称	
訓練課程	現 行	改正後	
倉吉高等技術専門校	専修訓練課程	木工科	廃止する訓練科
	職業転換課程	木工科	廃止する訓練科
米子高等技術専門校	専修訓練課程	木工科	廃止する訓練科
	職業転換課程	自動車整備科 〇A事務科	木工科

3 訓練生定員の変更

高等技術専門校	訓練課程		訓練科	訓練生定員
	普通課程	自動車整備科	現行	改正後
倉吉高等技術専門校	職業転換課程	建築科	二〇人	二〇人
米子高等技術専門校	職業転換課程	建築科	二〇人	二〇人

4 訓練期間の変更

高等技術専門校	訓練課程	訓練科	訓練期間
	普通課程	自動車整備科	現行
米子高等技術専門校	普通課程	自動車整備科	一年
			二年
			現行
			改正後

二 県立高等技術専門校の休業日を次のとおり変更することとした。(第四条関係)

1 毎週土曜日(現行毎月第二土曜日及び第四土曜日)を休業日とする。

2 夏季休業日を八月七日から八月十六日まで(現行八月六日から八月十五日まで)とする。

三 県立専修職業訓練校の名称が県立高等技術専門校に改められたこと等に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、平成三年四月一日から施行することとした。

規則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県規則第二十一号

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「保母」の下に「・保父」を加える。

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県規則第二十二号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次及び第十一条労政訓練課の項第五号中「専修職業訓練校」を「高等技術専門校」に改める。

第四章第四節第六款の款名を次のように改める。

第六款 高等技術専門校

第一百一条中「専修職業訓練校」を「職業訓練校」に改め、「位置は」の下に、「鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の規定により

を加え、同条の表中

鳥取県立倉吉専修職業訓練校	を	鳥取県立倉吉
鳥取県立米子専修職業訓練校		鳥取県立米子

に改める。

高等技術専門校

第一百二条中「専修職業訓練校」を「高等技術専門校」に改める。

第一百三条中「専修職業訓練校」を「高等技術専門校」に、「庶務係及び訓練係」を「総務課及び指導課」に改める。

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県規則第二十三号

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則

鳥取県立専修職業訓練校規則（昭和四十五年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県立高等技術専門校規則

第一条中「鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例」を「鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例」に、「鳥取県立専修職業訓練校（以下「訓練校」）」を「鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」）」に改める。

第二条第一項中「訓練校で行う」を「専門校で行う」に改め、同項の表を次のように改める。

鳥取県立高等技術専門校		専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間
養成訓練	専修訓練課程	鳥取県立倉吉	職業訓練	訓練課程	訓練科	一〇人	一年
	普通課程			訓練科	一〇人	一年	
養成訓練	専修訓練課程	鳥取県立倉吉	職業訓練	訓練課程	訓練科	一〇人	一年
	普通課程			訓練科	一〇人	一年	

鳥取県立高等技術専門学校		養成訓練		能力再開 発訓練
		専修訓練 課程	普通課程	職業転換 課程
建築科	服飾ビジネス科 自動車整備科 OA事務科	服飾ビジネス科 建築科 エクステリア科	建築科	OA事務科 自動車整備科 建築科 土木測量科
10人	10人 10人 10人	10人 10人 10人	10人	10人 10人 10人 10人
1年	1年 2年 1年	1年 1年 1年	1年	1年 1年 1年 1年

第三条中「訓練校」を「専門校」に改める。

第四条第一項第二号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改め、同項第四号中「八月六日から八月十五日まで」を「八月七日から八月十六日まで」に改める。

第六条中「訓練校」を「専門校」に改め、「履歴書(様式第二号)その他」を「健康診断書その他の」に改める。

第九条第一項中「(様式第三号)」を「(様式第二号)」に改め、同条第三項中「(様式第四号)」を「(様式第三号)」に改める。

第十条(見出しを含む。)及び第十一条中「訓練生」を「生徒」に改める。

第十二条中「訓練生」を「生徒」に、「(様式第五号)」を「(様式第四号)」に改める。

第十三条中「訓練生」を「生徒」に改める。

第十四条中「訓練校」を「専門校」に、「訓練生」を「生徒」に改める。  
第十五条各号列記以外の部分中「訓練生」を「生徒」に改め、同条第四号中「訓練校」を「専門校」に、「訓練生」を「生徒」に改める。  
様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

入 校 願 書						受付番号
本 人	(ふりがな) 氏 名	生年月日		年 月 日 (満 歳)		写真はり付け欄  出願前 3 月以内に 撮影した脱帽正面 上半身のもの 縦 4 センチメー ル 横 8 センチメ ートル
	現住所	県	郡市	町村	番地	
電話番号	本籍地		県	性 別	男 女	
※ 保 護 者	氏 名	本人との続柄				
	現住所	県	郡市	町村	番地	
本 人 の 学 歴	学 校 ・ 科 名		年 月 日		卒業、修了、中退の別	
			年 月 日		第 学年 卒 修 退	
			年 月 日		第 学年 卒 修 退	
			年 月 日		第 学年 卒 修 退	
本 人 の 職 歴	勤 務 先	所 在 地		職 務 内 容		勤 務 期 間
						年 月 日 から 年 月 日まで
						年 月 日 から 年 月 日まで
希 望 科	第 1 希 望			第 2 希 望		
志 望 の 動 機						
私は、貴校に入校したいので、許可して下さるようお願いいたします。  <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <span>年 月 日</span> <span>本人氏名 <span style="float: right;">㊟</span></span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <span>職 氏 名</span> <span>※保護者氏名 <span style="float: right;">㊟</span></span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <span>殿</span> </div>						
				応 募 指 示	取 扱 者	
				公共職業安定所	氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>	

(注) ※印の箇所は、本人が未成年者である場合に限り記入すること。

様式第二号を削る。

様式第三中「様式第3号」を「様式第3号(第9条関係)」に改め、同様式を様式第二号とし、様式第四号中「様式第4号」を「様式第4号(第9条関係)」に改め、同様式を様式第三号とし、様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号(第12条関係)」に改め、同様式を様式第四号とする。

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。